# 御傘大全

陸

函 37
冊 10
862
10
76

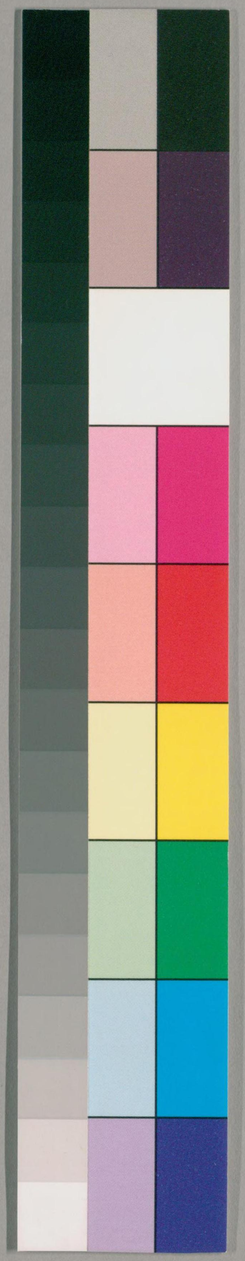

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76

ガラス使用

862-76

# 誹諧御傘 大全六

## 歎々（やすみやすみ）　尾

○梅ゞの白あやひとたうし　多の打衣代うちあてさるかさとるり
さんざみだくめてたしものくはけとおうし
○梅ゞの白志のの笑いとあそれるうねの
はなうそあれからうたひやくさいておうし
○梅ゞの白とくさとのもの風よ晩れんをとそうるんと
おもひやうおうしかれ

○梅ゞの白多川ぬるうしいとおうし
○梅ゞの白今宵の風と吹かへされそうのいて
○梅笑紙白都の色おうう神と咲山
事なけれと打とてそ見るとう海まて
○和名抄曰本草云歎々一名虎鬚一本冬作東也和名夜
未不二未不木

萬葉集云

國立圖書館
昭 24. 2. 18 和
購入

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

山吹苑

○勅撰名所和哥抄曰歌冬瀬　山城國　西園入乃前太政后
新拾遺集　ちはや振る歌をの歌よりは春のもの
○八雲御抄曰歌所山城宇治川也又亭前ものの崎ら南の崎ら
○胡曹抄曰苑山吹　西府抄葉裏　黄只山吹也云
△又ふくりんとうと訓よ傳く今一ものの字欠
乃字もれ始付ともくてもかく歌所も基知ひきく極和ら又蔭斗
歌をと付ともくてもかく歌所もと云ふ蔭のとう乃事と
菜の名なるハやすき始きこと芭も付ともくてもかく歌所根幸歌をの字を
やまぶきこと傳ハ日本のあやまりよりさ神うの歌なること今更
あるまじもの　苑をくし
宿　竹斯記全文也一條ら一所ら山ふきあら
ものよ文あら山歌乃文章を書を所年一所二句のあら
ものよ文あら山歌乃文章を書を所年一所二句のあら
如の彩ら所ありと訓かて言はあら

しと云事歟〳〵　御を御ら宿二の句よりと訓よ傳く今一ものの
宿年やとら連よりを始へを御へを御ふ面を始之月露ものの所と
ら、宿よ七句古之所ら、杉を始ら所ら
所ら一　句露ら又一歌式也所ら二句ら二ものくも二ものくも
二十八宿の数今一あら宿二所ら二句ら二ものくも二ものくも
所ら、ら、ものくも二ものくも二ものくも二ものくも
字を之ものくハ杉をかゆ所〳〵　ものくも二ものくも
所の字　芦所答所ものの数之御ら、ものくも二ものくも
傳くもをれを一在句よ脇之馬所ハ別ら厩の家ら反所に七句ら之
宿所ら所稲に句ら古之都年八三句ら之

注　柳　ら一ら御一秋をりらに一御よ　御　鈴或楊柳観音柳下恵
お説文曰屋居也从尸ノ所ノ主也一曰尸象屋形ノ至至所ノ至止
室屋皆从至烏谷ノ切
○論語曰子曰臧文仲其竊位者與知柳下惠之賢而不與立也

朱注柳下惠魯大夫展獲字禽食邑柳下謚曰惠

△柳営　柳文（佐謂柳子厚作詩集也）或ハ柳橋柳の浦（佐謂名所之）柳のあるの名ハ一ありて定の物之名ハ無ハ柳の水ハ名所ありて定の物之名ハ無ハ水辺之

○伝聞新古今春の西行法師の詞なりけり清水流るゝ柳陰しばしとてこそ立ちとまりつれ

柳の陰のあるを云ふ〳〵伝ふ物ゆゑ柳ハ名所ありて定の物之名ハ無ハ

△名所村井長門守

○信長家譜曰天正元年七月信長歸洛命所司代村井長門守（稍赦京中地子銭並諸役等）又曰天正四年二月村井長門入道春長在京聞之先馳到大坂時敵障堤遮水故諸軍不得渡焉春長曰信長公來此在近何爲猶豫乎即自乗馬徐々渡河而先登又曰天正十年六月二日信忠遂自殺時年二十八織田源三郎等一族及村井春長軒福富平左衛門菅屋九右衛門團平八等四十餘輩同死

○山城名勝志曰柳水有二所上柳水在三条南西洞院東側北陽下柳水在五条坊門南西洞院下柳水町東側今絶故老云古此所柳屋妙蓮云有二酒家一柳水側居日像上人像上人為二檀越一故捨二宅為一寺附上人其寺已絶其後日應上人日忠上人再興之建二卯木山妙蓮寺山号取二柳字一寺号用二妙蓮之名一云云

△平司代の時三条ゟ一のとう

△院門の亀ゟ清水出るを柳を植ゝ唯〳〵く植ゝ二百廻くきく甚ふかあるゝ長公乃居下天正の比の不用物也

○家譜曰（桓武天皇十二代）清盛―重盛（小松内大臣）―資盛（許三位中将越前守）―親基（権大納言）―親行（孫太郎）―行廣（太郎兵衛尉）―末廣（三郎）―基實（三郎）

廣村（三郎四郎）―真昌（三郎右衛門尉）―常昌（次郎四郎）―常勝（帥次郎帯刀左衛門尉）―教廣（次郎左衛門尉）

親眞（権大夫津田祖織田祖）

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76

ガラス使用

常任 次郎左衛尉 勝久 二郎 久長 弾左衛尉 敏定 三郎 信定 弾正忠 月歳 弾正忠 左衛門尉

信秀 弾正忠 後号備後守

信廣 三郎五郎 大隅守 信長別腹 従一位右大臣贈大政大臣天正十年六月二日於京本能寺薨四十九 総見院 泰巖

信長 上総介 童名吉法師

信忠 正三位右近衛中将 秋田城介 秀信 三郎 岐阜中納言

信行 勘十郎 共藏字

信包 従三位 左中将 上野介

信孝 三七 正三位内大臣 信雄 常真 秀勝 秀吉公養子 正三位中納言早世

長益 従四位下侍従 源五郎 有楽

○倭論語曰孝信長植武天皇十四代新三位中将平資盛卿落子江州津田住居号津田權大夫親真是織田氏之元祖也此親実十五代織田備後守信秀二男也天文三年五月廿八日生童名吉法師従二位右大臣廿六歳近江守源高頼朝臣女實娣也天正十年六月二依明智日向守先秀逆心於京都本能寺生害四十九歳贈太政大臣従一位号総見院

泰岩

△往昔ノ奇樹ヲ名ケシ事ヲ思ヒ合セ小奇ナル木ヲ名ケ付合ヲ思ヒ出セ

門南下柳水町東側今絶

百代之又首ヲ向ヒ西洞院通ノ木ヲ五斤買ヒ得テ来ル柳ノ水ヲ汲ヒ来ル柳ノ下ニ

佐謂在西洞院通五条坊

都良香

○江談抄云

氣霽風擡ニ新柳髪氷消浪洗ニ旧苔鬚

○釋氏要覧曰僧祇律名ニ齒木一頭碎用刷ニ牙齒中滞食也○毗奈耶ニ云嚼楊枝有ニ五利一口不ニ臭三除ニ風四除ニ熱五除痰癊又五利一除風二除熱三令ニ口滋味四消ニ食五明目○僧祇律云若口有ニ熱氣及生瘡應ニ嚼楊枝用ニ汁

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

△又風ふしと云事楊枝紫蘇などを出せて柳の字を行ふ計を姫之枝和名も葉にあり次に枝柳枝と云るを系ともん
とう共いろ〳〵葉をとる事あり細柳を雪を
結ぶとも葉之柳ちるを和枝之趣ふかき歌の
枝ゝ六ゝ之
萩（ふ）　枝和名二百葉之外葉乃多きを云　萩ハひろきせ
ある物之を両ふ葉八一ふくちかんとくあるを云　萩ハひろきせ
を紀ゝとゝろ〳〵倩命をもきをいふ今世そ〳〵行ふ事ふ萩も芽ふき乃和
語之宮ふ行を分てもふ両ふかゝ
ゝゝろ学日高城へけをハかふ
うの事附ゝとゝろ〳〵ふるゝ
百又ふる事之行ふ二百葉之連歌ふ一座一百なり俳ふ萩反萩
△今萩入両ふゝ萩乃萩葉ふ
へ萩ゝゝ鹿（しか）と云草枝乃美名之
也ゝ

○和名曰釈名云笑（音云和名夜）其體曰簫（音幹加良夜）音曰羽（云声）其足曰鏑（音的式）
謂之鍼（子毒楚角オホ三反）訓（夜伝岐）俗云（夜之利）唐韻云箭（古活反夜波須）箭受弦處也
第一　年の矢一連之ときれて矢立矢立祭前矢筈
△
よの歌の俳言今一句をかへてあるゝ
山嶋のとゐぬと云句　名ゝ句ゝ折ゝ連ゝ
句を今一あをて俳ふ句をかへゝゝ句ゝ
なり
古今集十四（四）
はの必のなふ思ふ山ゝろのゝ
△
まゝ〳〵ゝ

○帝王編年記曰鳥羽院（七十四代諱宗仁）堀河院第一皇子母贈太后藤
茨子権大納言實季卿（贈太政大臣一位号開院梅察）女也康和五年癸未正月
十六日丙申子時誕生同年六月九日丙辰親王　宣旨同八月十七
日甲子立為皇太子　年一嘉承二年丁未七月十九日践祚同年十
二月一日壬午於大極殿即位御年五御宇十六年（自天仁元年戊子
至保安四年癸卯）

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

又云保延七年三月十日於鳥羽殿御出家二十九法名空覚又云
保元元年七月二日崩于鳥羽殿御年五十七同夜奉渡寒樂
壽院
○百練抄曰寛治元年二月五日上皇遷御鳥羽離宮営作甫就
之故也六府供奉於陣有召仰一件地本是備前守季綱朝臣領也
去年進上之讃岐守泰仲造進屋舎云々
△伊勢の鳥羽と三の門なりを羽也鳥あるの羽と云るあるに
羽の字を嫌ひ翅不可施山城のごとくなるに耳なたれ羽の字
ミ可施之
山城　雑之山部之山祇と書くと和名抄にあり
○和名抄曰内典云山神和名夜萬日本紀云山祇
△山城のごとく山の祇をつかれ共神祇の字を嫌ひ
山賊　山部あれ山守ミ云ることを始へし人偏之屋をかりて
家ゐる人偏をあて仙人と書故山乃字ミ云るとを
凡昔山賊ハ仙とて山部をのが偏と人偏ものるれハ山共まゐみぬなといひまぎれあるさかひとせり
かゝる義あれ共理を知もくのを後山賊と呼おこのるゆゑ
那ふなるぬとみるう里ありて賊をハ皆山賊と定ひとハ
仙人とのみて山部あるハ仙人ハ必山をすゐとして仙人なるぬやまひとて
学ふへし万事細な理ありさぬ家匠ハ労を作るへし
山ゐる　晩の雲托事之教ふなるへし又中記も
くのあれの山托山人と人老ゐるかゝ山
神あそひの有之晩の雲ふあれ須山
ひたる風ふ小祠乃ひ女のうれ人きかさ
示のかゝの結と中ゐる常とゐ物を
額よあてうしろ結ひ

さ[illegible]ゆい来を今[illegible]たま[illegible]
不審ありと[illegible]
出[illegible]
よ志たる物のありさまを[illegible]
[illegible]山[illegible]
のごとき也

○山[illegible]三句之[illegible]山路[illegible]
訣文曰山宣也宣气散〻生萬物[illegible]
釈名曰山産也産生物也
○按(活女的言)[illegible]山萬[illegible]
[illegible]あるあれり[illegible]
[illegible]
山乃色
[illegible]
山の名不[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

ふる人のありてあるるとあれ人物
集の古歌 そもく山集なりて 今
○佐調集九巻に兼注

○夫木集 巻第三十一 雑部十三

山人のふりとをうけてをむの須かぬさきみも
山里と云句ふ 集の戸業所の移同事と不て付く
山ふ うく屋もきと云句付ふ古の家ふ
社ふ 句はこる付ふ句ふ句ふ句ふ句ふ
と出かとおりくれさふあ須とのもうのとも乃ふ
大伴氏の人乃ふ人をふ之四ねと出ふ給ふ字の
事書

○

とのりのとも乃ふ
八幡と云句 集之又八幡の詞書なとあは神の名を

○勅撰名所和歌抄曰八幡山　山城国　後鳥羽院
八幡山跡垂そめしむかしの雨万代と松風そふく
○月清集（後京極家集）曰八幡宮寺の合院にて作りけるに初冬風八幡山
神の風の秋あけを川波もろき波のあけ乃
○神皇正統記曰天照大神宮ニナラビニ所ノ宗廟トテ八幡ヲ仰キ
被申事イト貴トキ御事也
○卜部諸神記曰貞観元年四月十五日行教和尚奉ニ宣旨ヲ参ニ籠ス
宇佐宮ニ祈請之處権現大明神垂跡之本身顕ニ袈裟之上ニ仍以ニ其袈
裟ヲ八月廿三日到ニ来男山ニ勧ニ請之ヲ
○諸社根元記曰山城國　石清水
應神　神功　玉依
貞観元年九月十九日橘良基造御殿
○長崎夜話草（西川如見作）唐船始入津部曰　唐船此日本に来れるハ
いにしへよりおほく有けれと大元乃世より猶まれなりしが大明の世日

本乱せるにより九州もみだれて所々押領の士多く公事のい
まじめを用ひず海邊浦々漁人のともがら蘄春浙江の
海邊普陀舟山の如く福州の所々に押渡り所々の村里縣
府に到て民屋富家を乱暴し財寶を奪取或ハ婦女を
害し殺し盗乃ならひをなせる是を倭寇又倭賊といひて甚だ
おそれ恐めり是等の船みな八幡の二字を幸て船表の旗
に立つるゆへ此船をばはんと云ハ八幡の唐韻なりといふ
然れども我朝軍神の尊号を賊船の名に識しける事
浅ましき事にありとぞや
△八まんと云句有ても名所の句をきられをかくべしばはん
とハ盗人の名也八幡と書ともはんと云ても又名くし所
なきにはあらしものうちを次
八重と云句　連ノ一句には俳には二ッ迄也一重乃字連ノ両を
嫌ハ俳にハ七句去べし其の字はかさならぬ句と嫌ふ也

俟句ハ三句を之字ハ甲事をうけ
しかる処
周年　くき日両を媚へし（仮謂也　名言全文ニ云言ハよく文字のホを
也ハくきよやニ句とをく今又寄て両を媚て世ゝ事和
遠世也
△
○五言初日くきる雪ニ句媚くき
△起別くきる庵ニを婚す句神よ
句を世界のくきるハ庵ニ日意なり
ホ乃下くき句ニ魚乃くきしものあ
さくさるやうなは五言初の両を媚
日の初ね乃ハくき夜の完る
両を媚ニか秋句ある物孔智魚の
ハ雪付くを庵ニかるへす此仕
さきめ事ハ今為ゆるさる

松と松　名もなき低人を男となすかくもある哉八梅乃字ふ二句
○翁も集句　物見草
年おとにみとりの色も初見草かるもの名ふやめいん
　　千句
仕舞あり神やうへんと俳諧ある松ノ下
山里のふるき軒ものも白菊　基俊
仕舞やうのおうの前栽をみるとてみる人をたこゝろ
仕舞のをりの松年ありて翁と松ノ下
すみうりはねる心をもうる琴をもひ
しおくうへうり彼翁奇妙
翁草の記をさうるもうて翁草とうへ

夏松　後松朝日　仕舞ありて
風や待らん

花無草

をく霜も常盤の名ある草ゆへ
ときそ草　若き代草　延年草
朝見草　折見草　時見草　物見草
月光草　寝覚草　寒草　岡連草
曇草　常盤草　寒草
以上川奇略之
松風　松乃風とひくく二組の文字
を入くハ二名可有連句のおもしろ
今一ツ三ツ位ある筈乃名松風の
松風乃時雨　冬の季をおゝくハ俳諧ハ二名可有連句の時雨似也
初時雨ふるる事めづらしとなをそれを新式ハ潤の時雨をもて定句
也そは名ハ風ハ常ハ名ハ雨をハくハ人の名雷をハくハ雨ふる

松の煙　そひき初二つるもの

松葺　松出　松の字と云るは下り

松蝉　松蝉蚤浦山等の　名乗

○動撰名乗松平松蝉　陸奥國

たゝもりある風ふく松蝉ふくせて久しき蚤のたゝ　遠國

○同書曰　松崎　近江國

指遣神系譜の任松ち蝉ふかくするふよの前をそ　遠國

○花鳥餘晴曰松ち蝉ひるの山の蝉も来室のあるてふ

○依謂在高野川西英曽呂紀東

○同書曰　雲浦山　肥前國

新撰萬葉話　松浦山又たしてれハ玉嶋かの里のほきふ立嶋かの

△松山　本の松山ハ名ハ多りとハ人もとりの字とする古人をかるとも松ある

依謂後中撰後西曽呂紀

松山

○同書曰　雲浦山　肥前國

新撰萬葉話　松浦山又たしてれハ玉嶋かの里のほきふ立嶋かの

△松山　本の松山ハ名ハ多りとハ人もとりの字とする古人をかるとも松ある

依謂後中撰後西曽呂紀

松山



○大全曰私云未詳の俚言を松の蝉の色乃一隙美く晩ハ辛て色の立ちるらん

○依謂古今集

常盤なる松のみとりも春ハ来てけふ今日ハ色まさりけり

○同書曰　松崎　近江國

たゝもりある風ふく松蝉ふくせて久しき蚤のたゝ　遠國

○同書曰　松崎　近江國

指遣神系譜の任松ち蝉ふかくするふよの前をそ　遠國

○花鳥餘晴曰松ち蝉ひるの山の蝉も来室のあるてふ

○依謂在高野川西英曽呂紀東

○同書曰　雲浦山　肥前國

新撰萬葉話　松浦山又たしてれハ玉嶋かの里のほきふ立嶋かの

△松山　本の松山ハ名ハ多りとハ人もとりの字とする古人をかるとも松ある

依謂後中撰後西曽呂紀

松山

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76　　ガラス使用

○同書曰　松山　　俊仍園
（後撰ニ別）
松山の松のうら風吹くもとひろひて恋ふる貝
○勅撰名不知何時松曰松山　集　園
（新後撰今哭）
十かへりの花咲ぬらん松山の松をこゆる浪見ん
○同書曰　　末松山　　陸奥園
（後拾遺ニ重）
俤の花とそ見ゆる松山の松をあらしてかへる波
松橋　　為家
山ふかみ苔ふりにけり年ふれる松の橋もあらはれにけり
○依謂松室常圀菖蒲塚松尾南西菩寺北
松の末は枝葉もあれ根も松の生ふる限りは変らざりけり
○世諺問答曰いづくと人の尋ねん時は松の下とこたへよ
○世諺問答曰いづくと人の尋ねん時は松の下とこたへよ
○世諺問答曰いづくと人の尋ねん時は松の下とこたへよ

ちめるにより油を絞りてとるなり油をとりたるかすを
をひく事よりおこりたる詞なり家井よりくむことを汲
まはるゐんをくみまはしなどいふ
松膠（やに）　松脂（やに）のあるをいふ松葉にも松笠にもあり
○活法曰郭氏玄中記曰松脂（ニテイ）論入二地中千歳一爲二茯苓一
○本草曰松脂出二蘆西一如膠者善松脂一名松肪味苦温久服輕身
延レ年
△向云やかてかさとの名日めの若云膠ハ葉のあめの汗乙巳のこと
かきハ生木にあるをいふ奥しくいふ松乃葉
も雲の葉乙松葉乙あとひ焼とうに一統なる
くハ松葉にあるすとうかがしてあのまとめく
葉をも名日を名くとひとうく松葉なるべし（ウ）
ばな松葉をまくとも赤葉ともいふ事
おそ松葉を風祖かやの巨細源云膠ハ乃家匠次男よそ

へし松ぼくまきと鳥乃名乙松葉
実をいふ干かして菓のよもとのものに
れそ松葉乙

○夫木集　二十七　雜九　松花

みやまぎの名のするうかれきて新玉
籬　謝ハ二番霞の籬まきうき鴬を
ぶこと

○物類名不和可称曰　芭蕉　陸奥國　並夫納云為家
陸奥（浪板橋新）の芭蕉ハ白布の波をてゆくるを
結垂　二謝ハ二花ハ紙と云字を入る白
いひらをてもこ号のゆゑ結の字をいふ
へし連ね結の字ハ結垂のハ白ハ
ちまさせうもるうそれみくハ編（淨）論起る事
ぬの号ゆをぬるとの彩乙名可割

梅　梅ぶと生れおもと等の字ぶと二句ある
を俳年八七句あり

梅　あるきのあるまあり梅考のこがの
あり

○八雲出雲曰　この梅を
○万葉集十四曰　相聞往来　未勘　国歌百十二首　作者未詳
まくかのこれ梅をのかうちのをとたか（もる本）
△古今にいとむてある梅考と文字よ
を梅の字ぶ俳年かるへ

梅　この字をあるおよ梅おの
本の方へ上新或梅梅ぶこの字乃付たる
事ハ梅ごとけをとも紀をいふて二通
ハ梅之山梅の葉ものへ云付のまた紀ものり　梅花之事乃字ぶ
又古の事と二字ぶ書ぶおの本の梅の方と云付乃また梅ぶあ

ふ次事の字ぶおの字ぶと二句始おぶ
梅事をかもるをと望也
梅さき

梅さき　梅ぶ始事ハ
まさきとそうも事のあをこぶおうそ
るをけをはそと同ふ梅ふ始
説とうくふ冷泉家ぶ宗祇法師と
の句

(枝)後撰集曰　巻十ふ　雑一
まうたんとおけるひと
てる月をまさきのつるふうけてあ

在原業平

浪のきとるのつるのなくそそまさきの
△又後れの浦山高葉の影ふく日高
とうるうへとそ事の歌ぶお定へ浦

俊頼

(校)新古今集 第六冬歌 曰 深山落葉と云ことを

日くるれハあふ人もなし柾ちる嶺の嵐の音斗して

△凡まさきと云葉ハ常葉の類へしかるの奇も根ハ神楽の奇

ミやまにハ霰ふるらしと山なる正木のかつら色付にけり

○梁塵愚案抄曰庭燎ニ 山にハ霰ふるらしと山なる柾のかつら

色付にけり　注 古今集第二十巻大歌所の奇此中ニ神あそひ

の奇とてのせ侍るをゆるしこれハのち此世乃人此ニおもふを庭

火の曲とうけ[illegible]うたひ侍るとまさきのかつらハ葛の名也天

のうすめのかつらにせる本なれハそのうにせあるなりや

△花を本奇にしてうたへるとみえたり葛を畧して柾木と斗

よめるによりての疑ひ侍り唐にハ絡石(らくせき)と云葉ありまたな浦ふてよ

み侍りしかるにまさきのかつらをハ定家葛大概ニ名付

○和名抄曰本草云絡石一名領石 和名 乏太 蘇敬曰此草苞ニ石

木ニ而生故以名之

佐謂絡石（ニサキノカツラ テイカカツラ）の両点秘訓ハ各甚深而多識篇在之

△まさき葉凡く柾のことくに根を生し藤と本草にあるによりて

それなれとも此葉ハ柾といへる木の葉に似たる故此柾と云木ハ常

家とも云川葉[illegible]色のかはらぬものなれハそれを定家かつらと見て花ハ

かつらにあるを源氏にも紀にも木之花に両種あり一種ハ木かつらにまとふハ

めてたき色なれとさかりくに根を生して人家の庭に植て付そて

あつ花をも定家かつらとも云之出家ニ云絡石花之なん

云地下にも葛に絡ませて八月に須山にはへてすてかく

ハ紅葉せるかくしそ侍るめ惟今一種ハ奇にもまさきのかつら

ハ絡石にあらすしてうつくしく色付かつらのあり紀伊国の

ものに名度事之ある人の云田舎に海さ切と云所め木おほ

ありめ木ハ枝かそくかつらことといへり志かれとも俊頼の落葉に

よめる柾と社ハ木の事にまさきのかつらを云時ハ草なり又此

説も右ニ云絡石の事とみえたり葉も植よりハちいさく

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

丸きものてりそれられ常なし紅梅
ようある梅いある紅葉を居梅
ありそれかりと云梅いまる梅
右今あり

○万葉集 十六曰 詠ㇾ數種物ㇾ歌二首 高宮王

(草莢木ノ小延於保登礼流尿) 葛 絶事無 宮 將為
あかりの本まそひかかりたゆらそみはしゑ

△花卉草木の部

○本艸綱目草部之七 蔓草曰 紫藤 宋開寶 集解 藏器曰 藤皮
著樹從心直有皮四月生紫花可愛長安人亦種飾庭也江東
呼爲招豆藤其子作角角中仁熬香著酒中令酒不敗敗酒中
用之 亦正其花椒碎拭酒醋白腐壞

△さて梅の事ども

○伝謂さき比の石碑或本ども
ありまとひ付ものの小あり
事ども事の処落ものの之梅
あり次次第くる一葉宛散て
紅葉を留事の一年來花を
則ち凌ぐ梅のかりを又當時
の程まて梅のかりの偏を
累せりとそ
鞠乃事は

○事物紀原 弓九農業陶冶部 弓四十五 曰蹴鞠劉向別録曰蹴鞠者傳言黄帝
造或曰起戰國時蹋鞠兵勢也所以練武事如有材皆因嬉戲而講

陳之博物志曰黄帝所造也
○諸神記曰中御門西洞院東頬滋野井小社三座是鞠神也此地成
通卿舊跡
○和名曰考聲切韻云鞠菊字亦作掬音麹和名萬利以韋裹盛糠而蹴之孫恤云
今通謂之毬子
○活法曰劉向別録云蹴鞠黄帝所造本兵執練武士
一計案林　二春陽花
形チ猿額金色文字負上神名顕　甲日以紀氏祭之故年始鞠用
件日　或云後鳥羽院勧請之ト云
△庭のかなめ一の卯也と　勅或よき日を定め連ゐ庭一ぱく鞠の庭
をけ色てるり誰ふ今一あり勿ん字れんかりを柱くとる抱れを
庭乃字和やく居不也可嫌之但黄色去乃松事るとふくもし又南
時屋繁やくとけるる友場の字乃ふあるにより新事ふかるる事ふ
と御よふりまをすくい時庭のかをれ庭一場の嫌やいふの

字亦作ケ　ケ作
説文曰㕣在ノ牆曰牖在ノ屋曰囪云云與ノ窗同ノ
窓ノ　ケ　ケ古文代面をきるノ或ハ省ノ
○和名曰説文云在屋曰窓　穿壁以木爲交窓也
與久反字從片ケ甫也和名未度　楚江反字亦作牕和名末止
○釈名曰窓聰也於ノ内窺ノ外爲ノ聰明也
○玄言抄曰窓ノ戸面を嫌門ノ戸窓ノ門の
或ハ嫌ノ也ともいふ
△勅をふる勅事をもちき作りかの
ふのきるにのいまれるく云嫌事誰ふ
延ノ作る
○薦　秀逸之粗之雑之刈ノ名ノ或ハ編たる薦或ハ薦僧ノ
とハ水辺ふを粗和ふもあり次
眉乃事　延喜之ふあ次注和ふ眉いくりとの

法連なり　誰なりけりて三可き山眉柳の眉(まゆ)(ね)乃眉色(いろ)はひ
の眉に似(に)たるなの名の眉似(に)たりて眉(まゆ)乃又(また)云人のなり三の
実(まこと)に眉似(に)たるなき眉(まゆ)乃又(また)云人のなり三の四なり
外眉と画(ゑ)くべくまたあるべし

眉間尺　孝子傳楚王夫人嘗夏乗レ涼抱鐵柱感孕後産一
鐵塊楚王令干將鑄以為劒三年乃成雙劒一雌一雄之干將密留
雄以進雌於楚王王秘於匣中常聞悲鳴王問群臣臣曰劒有雌雄
鳴者憶雄耳王大怒即收干將殺之干將知其應乃以劒藏屋柱
中因囑妻莫耶曰日出北戸南山其松下松生於石劒在其中妻後
生男眉間尺年十五問母曰父何在母乃述前事久思惟剖柱得
劒日夜欲報楚王王亦募求見其人宣言有下得眉間尺者厚賞
之尺遂逃俄有客曰子得非眉間尺耶曰然客曰吾觀山人也能
為子報父讎尺曰父昔無辜枉被茶毒君今惠念何所須耶客
曰當得子頭并子劒尺乃與劒并頭客得之進於楚王王大喜
客曰願烹之王遂投於鑊客給於王曰其頭不爛王方臨視客於後
以劒擬王頭墮鑊中於見二頭相齧客恐尺不勝乃自刎以助之
三頭相齧尋亦俱爛

一本尺作赤音同也。列子傳云眉間尺者眉間濶一尺

まゆこ窠

眉ごもり

眉ごもり　手付くもなりかねて
眉　韻よ二之俳よ二之ふくべ
まゆこもり　おもはぬ
まゆこもり

松尾祭　　眉上申月ノ

○公事根源曰　松尾祭　眉上申　此祭も負観年中まてする大寛之年よ
泰の始祭とぞ　めくる神殿を建立しけるとや大山咋神の
御事之比叡山の神と同体ましまし　此神者坐近淡海北郡山下坐葛野
郡松尾用鳴鏑神者也

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

○延喜神祇式曰山城國葛野郡松尾神社二座 並名神大月次相嘗新嘗
○諸神記曰文武天皇大寶元年秦都理奉請松尾始造立神殿
聖武天皇天平二預大社秉和十四年六月祭始之

今日 二誹ふなん日と好ふかくく今一句をかくく望二也
ふる 吟の吟ふ句をこ今日よ今日の字最祖誹ふ彩ふ徳くこん
日とあるを今のみよ二句可略也
今彩ふ 今最祖誹ふこん彩ふこの字弁二句てこの字い
あってなくわあるをこ七句去く
ふのごとし 夜ふよあれ最ふ
高ふり

燈ふ 和名曰 釋字苑云 烟 於賢反字亦作 烟和名介布利 火燒草木黒氣也
ふる行の燈かてもの 俳ふ句ふる句をこ 火焼風く炭やくか
やを曲をあるこくはたくるをこ付同ふる物ふ望い垣ふも

ゆふ初るをを付くこふ今ふ行おの燈ふ火のうをさ
付てをふ句ふ初ふ次杉行柳水茅ふ眉目本乃ふみうふ雲雷
最又和漢ふ世ふ河ふ露乃字ふのそ
ふ句ふ次又行のふみ行ふくふくく
彩猶の今ふいも事ふ光ふ常のふ燈ふ文漢乃方ふ燈毎中ふとあ
るふ名乃燈ふあふ次面の最ふ句ふ行ふ光い随ふの蜂ふある
ふて雲雷ふ二句去句ふ弁ふ俳ふい二句ふ心乃燈胸の燈ふのふり
等蜂ふ二句去句り他燈ふ望蜂物ふ付ふくふ届かふ次
燈の字ふい句ふ去ふゆふんとそふ
それも墨の事ふもそて句ふゆふ句ふ
毛をかふる鶯 文ふ結句ふ
歌てふる和
歌かふる 二句去ふ
文たふり
ふり ふふし 季 妃 等のそふ二句去ふ

[illegible]俳よハかあり[illegible]画を嫌ふなり
[illegible]
三俳名ゆへ画を嫌ふ七句を二句と[illegible]
三あり[illegible]を[illegible]へし連よけ[illegible]ハらん
嫌へしら文字の正に[illegible]
[illegible]ハらんもふ[illegible]
[illegible]ハの[illegible]
命よ梅花さ[illegible]
[illegible]
○古今集曰　春上
梅花咲[illegible]
[illegible]
△その[illegible]
[illegible]
[illegible]

又一ツ上三句ある古にて發句は後ろも仕ふ句の内始めみやびなる里ゐてく哥のき物あるゐ花杉を詠ふ物と哥ゐ從ひ古風旅ハ田舎の人ゐも事をゐ古さてさ世ゐ先ハ物の人ゐ田舎ゐてもく物を古てさ浦ゐ物ゐ古き物と云ハ年安物ゐあ寸首物ゐても名をさすしくもいつて旅の古里みやびなるきの古て物ゐ一ツ句ゐ古て物ゐ古ゐ里ゐてく里ゐ古ゐ物ゐ古ゐ今一ツあるゐの古ゐて物ゐ童言ゐの字ゐて句ゐ施

○月清集曰　後京極殿御集

首ゐう物ゐあたるゐの里ハたゐ國の宮中ゐりけり

(校)玉葉集同ゐて作ゐおゐしくけるゐ時禁庭苑望久と題ゐ陰陽製ゐ

奇ゐとゐ人ゐつゐうゐてゐつゐ一ツのゐて

雲のう(へ)九のかゐ○ゐ風ゐの吾嵐ゐ

○白虎通曰春秋傳曰京ハ曰天子之居也

△月の物語の物ゐてゐハ時ゐの古ゐ

(校)新古今集　才四　秋上　曰

神代ゐ思ゐて神ゐ久方の月の物ゐ

古ハ二世ゐ方の物ゐ物ゐ語ゐて句ゐ

古ゐとゐく名ゐとゐく旅ゐとゐくの

皇居の古ゐ　とゐ　奈良　佐謂元明天皇元正天皇　聖武天皇之皇居之

ゐゐの古ゐく吾ゐ古ハ居ゐく二ゐ古ゐ吾ゐ里の字ハ俳ハ二ゐ古ゐ去へし

古ゐと云字ハ連ゐ物ゐ施ゐとゐれハ俳ゐ句ゐ施ゐ

後ゐくおかゐく心ゐ二世ゐ句ゐ

△昔ハ依句体一切無施但姉ゐ句ゐ

年ゐ句ゐ月ゐ句ゐ物ゐ句ゐ文字ゐ句ゐ

可ゐ古ハ而ハ句体ゐ句ゐ俳ゐ句ゐ施ゐ

○姓氏録曰出自津速魂命三世孫天兒屋命也三十三世孫内大臣大職

志賀　佐謂天智天皇之皇后

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

冠中臣連鎌子（古記云鎌足）天命開別天皇（諡天智）八年賜藤原氏男正一位贈太
政大臣不比等天渟中原瀛真人天皇（諡天武）十三年賜朝臣姓

△近来二句の物を次俳には他の季乃発句に用ひられ侍る発
韻発に嫌発衣発布発成るとの内今一ありて三句の物之文と
と知るに侍発にも只句にて発大納言発宰相（佐謂発氏之納言宰相也）進発後発
なるの人乃名ハ発原氏の内に嫌之発原物を発原氏の中なり

○續日本紀曰（文武天皇）慶雲元年十一月壬寅始定藤原宮地宅入
宮中ノ百姓一千五百五烟賜布有差

○幽考曰高市郡多武峯記曰藤原の宮ハ大宮也今見瀬に
従御宮跡本宮の旧地より良三四町ばかり近年に造営の大織
冠の大宮是也

△発句発にても同前之発原氏を出備也知るに侍ても一座三句
の物之法物をかぬべき氏発原氏発原の物雑之発ハ第也古歌
にも本に用たる事ありけり（佐謂前抄ニ下ニ出）連俳にハ悪からぬハ

草に用之文物をまくらと云物あり発の字をかけて発に西
を随ひて植物にもあり須其もあり須発三の部や
文無に一旗に一文字に一知章三句の内之俳作ハ無ひくも旗ハ
くも文字ひくも三の部に今一かん（京藤）と知るに侍ぐくなる之皆物をかな
ける之新式に文字にあるハ旬と人をかくの文をまなふ文の思ぐくなそ
なる事之知章と云ハ無に旅ぐく人を思へりさ示ハあり須知ハ知ありて翅
法さハ文章乃事之志をれそ文せんかく相人意の文一ありて意の知章
なり旗の文一となりても旗乃知章ありぬべし須文学の文となりても
文学乃知章なるべし付文三の部に今一可き句あらし姻文文章文言
文者文学文武業文藻文範清文彩文佩補文従文文書文庫
文車造文文賴文道文才文学文集かやうの類之文文の字になる
嫌ふべき句文明文苑天文乃類（是ハ年号之）文林（是ハ寺人の名之号也いみ書をとる此字をかく）
公文不依句称人論居所天文将士（官之非人倫）

○名義集（巻六）曰文殊師利此云妙徳浄名疏云即具三徳不縦不横故名

妙徳西域記ニ云曼殊室利唐言妙言祥一 文靈臺郎 天文道仕之近代五

○職原抄曰天文博士 権相當正七位下唐名司天 位已上任之 中務省被官也

△文殊 菩薩乃名也人倫非 文盲 もんもう 但し蚊蝄 もんもう とかけハ文字二句之 文学坊 高雄の僧之

○明月記曰建久十年二月十七日晴陰大風小雪文学上人 年来依前大将(天下諸人追従僧也)殿依其威光充満 夜前搦非違使可守護之由被宣下云々 云別當相具官人参院夜半詣廷尉三人兼之云々

○平家物語曰文学と申ハ渡部の遠藤左近将監もちとほ
が子遠藤武者もりとほとて上西門院の衆也十九の年道心
をこしもとゞりきりて修行に出んとしけるが修行といふはいかほどの大事やらん
ためいてみんとて六月の日の草もゆるがずてりたるにかた山の
やぶの中へはいりあをのけにふし以下畧

○釋氏要覧曰僧梵語具ニハ云僧伽唐言衆 今略称一僧也 善見律ニ云等戒等見等智等衆是為一僧

△和漢聯句の法度に僧と仙人をハ非人倫として是をも嫌ふにかゝるの故ハ
仙非人倫といふ也それハ法師ハ食ハ法師原坊主野伏山伏入道など
すべて法師の由なきをバ論に論ぜずして僧の字斗を人倫に
せぬ也新式人倫にあらぬ僧と出せるハ凡僧にあらず文殊普賢
観音勢至乃類をいふ也仏法僧を三宝と号す此僧の事也僧の
字付くは小僧老僧僧正僧官僧乃類ハ皆人倫也僧正僧都
などハ皆名なれバ人倫にあらず須

○釋氏要覧曰史ニ云正者政也自正正人克敷政令 故蓋以比丘無法若馬無轡勒漸染俗風将乖雅則故擇有徳望者以法而繩之令歸乎正故云僧正 此以僞秦僧䂮為始也至梁普通六年勅法雲為大僧正 此加大字

○職原抄曰定僧綱位階事貞観六年二月十六日大政官符云法印大和尚位為僧正位法眼和尚位為僧都位 下畧

△但生 摩を始め花八祖

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76　ガラス使用

△
○正宗記巻五曰菩提達磨尊者南天竺國人也姓刹帝利初名菩提多羅亦號達磨多羅父曰香至王第三子也云東來也凡二十載初至蕃禺寶梁武普通元年庚子九月之二十一日也傳燈録作普通八年丁未

禪二十八祖

一摩訶迦葉　二阿難　三商那和修　四優波毬多　五提多迦　六彌遮迦　七婆須蜜　八佛陀難提　九伏馱蜜　十脇尊者　十一富那夜奢　十二馬鳴　十三迦毘摩羅　十四迦那提婆　十五羅睺羅多　十六僧伽難提　十七僧伽那舍多　十八伽耶舍多　十九鳩摩羅多　二十闍夜多　二十一婆修盤頭　二十二摩拏羅　二十三鶴勒那　二十四師子　二十五婆舍斯多　二十六不如蜜多　二十七般若多羅　二十八菩提達磨

已上天竺稱尊者或大士

△
震旦支汎二祖慧可三祖僧璨四祖道信五祖弘忍六祖慧能南岳懷讓馬祖道一百丈懷海黄檗希運臨濟義玄興化存獎南院慧顒風穴延沼首山省念汾陽善昭石霜楚圓　黄龍慧南八傳至建仁開祖明菴栄西

楊岐方會白雲守端五祖法演　開福道寧

五傳至興國開祖法燈覚心

門祖開山慧玄

△
卧龍祖先徑山師範　東福開祖辨圓圓爾其嗣無門普門南禪開祖也

圓覺開祖無字祖元雲岩開祖高峯顯日天龍開祖夢窓疎石次第相承也

以上臨濟汎正脉

曹洞宗六祖慧能青源行思石頭希遷藥山惟儼雲岩曇晟洞山良价九傳メ至永平開祖道元

△
△
夫佛法の冕山亦冕山なるが如く大師号亦師号菩薩号なるもの如し家に家人倫に倫あり新式乃奉るべきなり其大師号をうるもの其倫よきひとなるべき之を乃文少くも文の字よりかくきわめ墨筆硯をも

△
祖統紀墨綬を以てくだる云々

○改元考曰本朝文武天皇創建大寶之號繼此難有孝徳天皇之大化白雉天武天皇之朱鳥而紀二時之瑞未爲定式故源親房正統紀以大寶爲年號之始矣

△
人の名のふんの字小墨業硯かもなるべかりしを之と出

△ 勿忘旅書籍乃事 ○ 俗之文学乃ふるひの字 并
それと別の意味をまるふてせそ
張水記のあとるの俗なる紙当
牀掛ル紙るとハ面を可塗之文書乃
次学の宮翰林学士

○ 職原抄曰文章傳士 相當 従五位下 主人 翰林学士
紀傳道儒士之擬也異朝殊重之居此職者必轉于參議也又
詔勅等悉學士所書也本朝同雖主文章於詔勅者
記之所掌也

△ 講尺書籍ハ和面を可塗旅の
連行ハ学の俗字ハ俗ハ文の三ハ
あり先俗之句神ハまりく各別
ふるるかと俗の文ハくくの
のあとるを乃文のりを
ぬるうり あるの之事城事
学乃文と書面をあうくおも
ことをさらんハ
ふりをいあり先ハ俗之文の字
の物るせり 抱字文月といふ事
ゆるるて文学の文ハ同し并
てる文月ふいてる文のくせう
○ 奥義抄曰七月七日ハ
よあこつきとゆをゆやをれを
△ 俗文の字る七ハ去声ニまるふ
て学文の文ハくハ又文書のる
紀文とそうり好をあうきゆ
筆 此一俳ハ此世ぐ
第徒ハ

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

釈名曰筆　述也述事而書之也
○博物志（ヲ）十曰王獻云有二書契一以来便（テ）有（リ）筆世傳蒙恬制
非也崔豹曰蒙恬以枯木（ヲ）為（シ）管以二鹿毛一為（シ）柱羊毛為（シ）被所謂毫
非二今之竹兎一也
三才圖會（器用十二巻）曰筆　説文曰楚謂之聿呉謂之不律燕謂之弗秦
謂之筆張華博物志曰秦蒙恬造又曰舜造筆　古今注曰牛亨
門自古有書契以來便應有筆世稱蒙恬造筆何也恬始造秦
筆耳以枯木為管鹿毛為柱羊毫為被所謂蒼毫非兎毫
竹管也由此観之則以羊毫為筆斯蒙恬所制耳
○蒙求曰初學記云博物志蒙恬造筆又尚書中候玄亀負
圖出周公援筆以時文寫之曲禮云史載筆此則秦之前已
有筆矣蓋諸國或未二之名一而秦獨得二其名一恬更為（シ）之損
益耳故説文曰楚謂（ノ）之聿呉謂之不律燕謂之弗秦謂之筆
也舊注引博物志云蒙恬為二秦將一製筆自二此始一今本無之

筆乃弥よ　弥の字は前にも出たり　弥は彌（ビ）の俗字にて彌よ
く二久遠に一連なれるを以て名づけたるものにて筆の
毛二三寸より二三寸あるもの多くは筆の字の用ひきまりの
ごとくなれども　弥の字にて文字の数を乃弥々々
ともの字の弥にても文字の数を乃弥々々ともいふ也
弥生　弥生とは三月の異名にて花の多く咲て美しき
の意にて三月を弥生と名づけたり　弥は彌の俗字にて
三月の略字なり　弥の字　連なれるを一ツ二ツ三ツ四
ツの数を云ふ　弥々　弥々の字は前にも出たり
云ふ　弥の字は前にも出たり　弥陀仏　弥勒菩薩
弥々　弥の字を重ねて用ひたるにて益々重々
弥増　弥の字を重ねて用ひたるにて益々増加
富士と斗も　山形の富士川山形の斗川

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

妙かなみ　草木ともうち草木共云活杜丹の色
○類聚集曰　百草　なでしこ　きてもみの
ふるき事ども　ききてもなつかしく
なでしこのさく日数せる　仍而
(歌カ)
物人の心のとやらん　草木苑そなる時はとも
すくなし
昔ある女をもとめをりて　わかくうつくしき
あまり夜深ぬ風を可損事を歎けるうちに
とて離別しより後ひさしくきてもちのさ
そすみけるともなん　仍名苑
〈奇なる哉の説れ共文の意和かなる連歌なふるきを新式
は一庭一草のわすれを俳なハ牡丹一種のみ
一説なる草をやんとかゝる事あり
今しかるべし
陳き處記　古き文字姫事は彩色
永遠陳きものこゝろ山のこゝろ古歌を婦人
〈三才圖會　寓用四巻　曰舟淮南子曰見窾木浮而知爲舟呂氏春秋曰
虞姁音詡作物理論曰化狐作黒子曰工倕作山海經曰番禺作車
〈事物紀原　才八舟車惟怪部才四十　曰舟淮南子曰見窾木浮而知爲舟呂氏春秋曰虞姁
音詡作物理論曰化狐作墨子曰工倕作山海經曰番禺作車哲發蒙記曰伯
益作世本曰鼓貨狄作注云並黄帝臣釋名曰黄帝造拾遺記曰軒皇變乘
将以造舟檝黄帝内傳曰帝既斬蚩尤内叙舟檝易繫辭曰黄帝氏作
刳木爲舟剡木爲檝蓋以黄帝爲是
説文曰　舩也古者共鼓貨狄刳木爲舟剡木爲楫以濟不通
○舟
舩　謂之舟之旅之但系之叶ハ旅し亟城之内あり仮
渡り舟ハ西海を行人の用ありを旅也

○勅撰名所和歌抄曰淀川 東久世郡 西乙訓郡 鴨川桂河宇治川木津川此四大
河淀の津にて一に落あひて是より末を淀川といふ

拾玉 四方の川ハ淀の浦に落あひてひとつ瀬に流れ出ける哉　慈鎮

玉葉 さし渡す棹もとゞかぬ渡なれハ何方よりか世にしらせけむ 淀の川舟　藤原為隆

△はやくゆくさへむるさす等の綱を入て非旅と渡と舟とを旅にあらず 渡
渡し舟連て旅之といへり 渡海の心なくとも渡と大堰渡舟と
云は橋のなき川に其歩り難きに渡す事なれハ旅にあ
らず 無言抄にハ渡し舟旅なりとあらせしハ新式に渡舟の渡
舟は旅之儀なれとも旅之云々 芦分け小船にて小舟出たる舟た
るとし小船ハ渡は舟是ハ非旅 酒舟 馬舟 渡云々 近舟非旅と
あらせり

○無言抄曰渡すべの舟を渡ると云事旅に非す
△西北ハ商賣の人の舟を旅と云 渡船しさへさこ舟ならハ業平な

その所にても旅にあらず 流人の舟ハ都を出てゆくなれハ海路の
船ならずとも川にても 旅に用べし 詩に龍頭鷁首ハ天子の船也 旅にあらず 次
龍頭鷁首　孟注抄曰龍ハ水を治る 鷁は風を防る之 雌雄あ
りてたゞふを見てやかてはらむ鳥之 風に向て飛べき故に
に船の首に是を作る 并之
○淮南子曰龍舟鷁首 高誘注曰鷁大鳥也 畫其象著船首
△天子舟ハ貴人の舟之 貴人も海上を渡せば渡人にて旅なるべし 池の舟 釣舟
花いけの舟あまの小舟いさり舟 案舟乃類 旅にあらず
次小船舟の大小 海にもあれ 又はふちいさきてもさす 渡る物とも
を旅なる渡なし 句にまかせて旅舟にて 旅
にあらず 詩るまゝに舟に棹さし海上の船にも 作らハ櫓械のすをいへり
旅にハ川舟の行さ頃に寄すといへり 左右棹のこともいふハ行さ頃にかき
らず海上の船路乃舟路をいふにても 連歌にさへも 渡舟
棹のさしおくハ旅にすべし 渡舟行にてあらそ 旅にすべき事之古人のよ

くく多くも乏しき事ハ此を作
船乃字　佐謂宿之字下多注　天河舟
山に舟宗舟の字ある三百歩
○舟思山佐謂在大徳寺南
按 玉葉集曰 非十七雑下也
夏思のそそぐ塔の数そくて首のく
○勅撰名所和歌抄曰 泊舟山大和國
見歌名所 多聞よりも漕て行ける舟の山を眺るみゆ　人丸
○大和國舊跡幽考曰三船山 佐都加 多武の山の人よ君をるしぼる
多乃月　西行法師
○勅撰名所和歌抄曰泊舟山大和國
汗宮あり天智天皇三月三日曲水の宴
といさむきうひの時曲水の宴あるは
多武の月ハ松をかくれ出る月をいふ
ハ三百の月をいふ

多武の野山寺に　猶雪残れる時
みてしを　安貞
釋の百冬終也物終成也
林葉　和名曰説文云葉山是也音禄 和名不記止
百枝を挿ハ三冬ハ一ハ冬ある
ものを
神無月　衾古紀枕　苔ふる迄衾備乃ふもあもても恋のかてな汁
百夜も来てね宿ねる迄きれ衣言ハの花と
佐謂無言 枕之全文也 そを思て寝事も恨有の
歌句狂ふ
○長恨歌曰 鴛鴦瓦冷霜華重翡翠衾寒誰與共悠々生死別経
年魂魄不曾来入夢
△一天下の死人の枕衾をふんそ迄てきて
百夜ふぬるよあるそひかをそ
```
```

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

然に宿願のごとく卒(ニヲ)爾(サ)ながら賜永奥義伝授稽古仕候而天気清朗の野奥をとりて思ふまゝ三拾句ばかりをつゞけ侍りしを
俳諧七部集

佛名　十二月十九日より廿一日まで三ケ日之事之

○按ずるに日次仏名の文の日地獄湊乃風廣風とうたしてあるよ
此所ばんせざるのよしいとゞしきるゝ

○公事根原曰十二月廿九日ふるよう廿一日まで三ケ日之内八一夜も例あり
仁寿殿の行事をもつて四方の国の郡司を召て饗禄を給ふ
南北よりたてゝ仏像経をとく仏名をもつて罪障懺悔のことをおこなふ
さしも地獄湊の浮雲風をさそひ出給のこゝろをもつてなるべし
其のおよそ史記よりわかれ出給ふ
三夜神夜中夜深夜をのく五更師かうるさゝあり
是をつゝむもうちを締のすみこゝろのみつゝ
うのかなをもつて仏名の公家をもつて

師の有るごとくいでゝ名残ありて
梨の初瓜をいのすゝめをれ
在をいかゞうち河面をもりて
の中花ぬるところの井やあらう
ふるの行路よりはるうちの
仏名の御導言ひ
御殿そ
仏名をとき
乃名号を唱へ
功法をうる
年仏名二ケ日のあひだ
仏曜雲圖抄委寛ニ
古

未杜　連ニ句の初ハ俳ニ句の表き名耳よ

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

立初るおとを名乗の事柱の表と二句をきこえ
二句をこえ事乃あらけるものおとひとしても日なこをへ柿の字引
よあるをて付るそうを婚とうへ風神と三句をこえ言葉よ事
まを柱ふる物を婚とうへ事張乱

○二言葉曰事柱くる事の字柱と云字
次又曰事柱くる葉の物をもる物を婚へ

△事のかるふへ物を婚とうる風へ柿事古事乃面を婚へ柱と云字引
物夜れるとふ二句をる物を事乃字を事有へ事柱へ
を柱のるふへあるへ柱うるも吹ゆへなる

○新撰名所和歌抄曰古柱森 駿河國
新古今ニ出 俤ぬ梅の木への柱の地へ分を風の
吉へ き おひくとうひかへ
をて二柱句へ吉暮へ空乃今一柱へ吉のるへてい

宝家

連へも今一とをへいへ
のとへく吉のへ三の物へ今一可をへ
あへ活物を望へへ為吉のへなへ
三句の四一句へをへへ句歌の吉を
窓ノ山 吉へ山のとへ続へあへきとへ
海をる入へあへ俤物の名ふへ吉の山へ
まへ

○新撰名所和歌抄曰高山 前中納言
吉の山へてへきとへ句へ物を柱
△さ里共吉の山のる种とうけへ
をへ一俤へ高吉へをへ家庭吉の事へまへ
山郭へきへをへ新或のへを知へる家庭
のさを記ふへ柱るとかへ柱合いをへ
と次化准之

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

為のみとく

梢　此一巻花枝ひとえて一梢の秋
月の夫をおもうてうへ初ち
〇八雲立初句九月をかしき
△梢ゝ本の字末乃字二句をえ但本
初を頭にわずえも梢るうこと
本の梨乃面　梢るうをえ降初る二句面ふい七句をえ云云
初おをこれを降初ふい先角嬬　まきをへきれの下ゝ面方ゝ二嬬ゝ
〇左言抄曰本葉の面北降初ゝ
嬬ゝ計候肯新文師従今吳竹ゝ必志かる座き好士ゝ
のくゝをの心ゝをあくゝものゝ
おくゝ名をえてる好士本のをえ乃
北降初ゝかゝ晨ゝ可信自ゝ
ゝや

△吾等ゝ本乃葉の表面ゝめゝ
活今ゝ面のふるゝ本の葉をゝ吐ゝ
面方ゝ嬬初の面ゝふるゝとえゝ
のるれをゝ降初ゝきゝをえゝ
ふい活面方ゝ嬬ゝふるゝまゝ
しゝ表乃ゝきいあゝ記方の
ゝ彩式をゝ初角
本の葉表　梢初ゝも表彩ゝも
心乃花　ゝ之面花ゝうゝ初ゝ
説文曰㐬　人心土藏ゝ在ゝ身之中一象形博士説以爲火藏一
祖のむ　納の花ゝもゝ次面ゝる次同云ゝの花胡
乃花何のかゝめゝて嬬ゝ
き之ゝゝれゝんのむい面ふ初ゝ
ゝ記人の常ゝゝれゝふかゝ

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

[illegible]云初の句まで
[illegible]一本ハかくのごとくあるべし文二本ありて決
[illegible]お伝ハ遠せう新求まであり
[illegible]よみて又
九重　おのおの〇先哲あり
連て新あらを始て俤ハ面を遠なり九重なり
一ありてわをかへ九重城九重の天と今一ありて九文字ハ
打面校誤この旧本を優とも此
〇一字御校曰
さにまさる新のみ〇きても九言よみかさ
〇依謂此文不當也寫誤乃一文字連
而ハ一字ありて八誤ハ七句なりみよ
古ましく余の数字ハ連よりあれを
んと優とも一本ありての数字

△この字を定よおかりる句を
△この字の事ありとくハ七句なりと云字ハ
文字ハ同しき本ありとおもしと云字ハ
あるもしくハ面を遠かさめるとて重ねる
う頁点かさめるとて重ねるを
てうちうるとて新ときおもひ
るおもひ
説文曰翦意内而言外也
初一この巻一本のものの作ハ
よ巻の字の遠なものとて云ハ初て云事
云るきぬよおものそれ作と云ハ初て云
おものたの道も初て云字ハ面をうと
をおこの巻の作新を去ハ初
て方の事よあ頁ハこの巻の作

冬のものとあるをとゝ羽毛第二との第一ゆゑなり
安宅ゆゑ羽二との第一ゆゑなり　おとゝの葉共ゆゑ同之句林
ゐとゝ解るゆゑにて　ゆゑ冬のものとゝ
と冬のものゝ名なるの第の道よりおもてゐる冬の
羽とゝ云字下に而を冬姫そゝれゝ解ゆゑ
とゝとゝあるにて下にゐるにそゝくゝ吟ずけく客なの世次をも
古姫にて活

氷一　和名比久又古保利　ゐるひ
はらくのゐるゆ一月の氷涸乃氷るをゝ
氷室八代ゐるゝ新求ゆゑ一月ゆゑ
て今一句裏ゐるゝ而ゐるゝ
一句あるゐるゝすゝひとゝゐるゝ
鳴之氷室ゐの氷乃ゐを新求ゝ
まゐをきゝ而とゝゝゐるゝを氷室の
氷一月二句の初ゐるひ等
ゝ氷室而を鳴ゝ氷ゝゝ氷室七句
活基之活氷　北基　為氷活るゐ
氷餅　米粉粮氷こゐゝ　粧
四之氷様ゐ之氷室ゐゝ氷而ゐゝ為
ゝ雑之氷のゝゝ而而を雑之活ゐる乃
ゐゐゝゐゝゝゝ氷臭ゝするひゐる
ゝゝ乃四之氷ゝゝ而氷室氷様ゐゝゐゝ
ゐゐ氷ゝ活るゝ氷臭氷の而乃ゐゐ
而ゝゐゝ而ゐるゐ粧ゐを定ゝ
ひゝゝひゝゝ活ゐゐゝゝゝゝ
を一句裏ゐ用ゝゝゝゝゝ
氷ゝゝゐゝゝゝゝゝゝ
臭ゐの四ゝ一月の氷涸乃氷ゐゝの氷而ゝゐ氷一ゐゝ

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

○延文百首曰

三輪の山絶えし恋のあきんのあきもわすれず

落葉

くさなみへし夜をふきおとしたるをもとハ言の字之されとも依る
御すの字を出とも有るへし人とせしとも八言の字にあり
改かりとハ依る御すの字をも去之とりおとハ言乃字なと
つておとにすの字之如きの羽須の去ハ砂之続く分別あるへし
治と　類とせむすすれに一律之郷にハ両年を経て畔
治を得りのる内ると知るし　治ハ或る去郷ハ三句治もれと時
とは三字ハるふよりて二句去之角をへハ指かと云治とふるのある
に花の咲時咲おかと云る乃すと之花ハ新式よもの世須を代
の人乃花ひ御する類を見しより内忘るれを付くハ他去に成
と斟酌あるへしかりなのるハ上の付へきよすふあるす文字
分別の極るを二句去に定ハいとれぬ義なり他乃せん時ハ
もとめたまふ候く須
治ふ　日来　年来　ゐ来のゝ乃二句去と言にもありさる
中ハおるハ瀬の字さい時あるハ曽と　かけて花香も皆二句

去にきへ申れ
○ゐ言抄曰治に年来　日来　近来なとは二句嫌へし
△凡はらく如くの字ある事を古への二句去に定し事ハ源ん
ありたるへて材菓菓のむらす事と云ともさむらと云ハかられ
材菓菓のむらくハ菓一種斤如紀る之ともさむらと云ハ雑き事も嫌ひ
と川に斤　変まきく菓乃去けりよ事を云よより幸(さいはい)唐の文字をも褻(そう)
乃字別にあれと菓ハあるの極るれ共二句と定しより約日と云字ハ旭(きょく)乃
字別にあれ共約乃字ふも日の字ふもあり何かよきらひて二句去なせ
ぬ之古人は正字をおもひぬよへあり何と吟味してもかりらハあしたの日
ならぬとも干は治世須花を去へて年ある日ころのこともも別乃事る紀
あるらぬと新式との世ぬ上ハ碧字ありとよくも治と云字よ三る時
去へし　但は上の候紀をそんせん人ハともかくも色けらひかみ尾なく
心乃月　雑之非夜ふ大数之　秋よハ月の字よあるなり花ふなく雨
の月をとらくせらくもふかーし　からそ

国立国会図書館　　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

心乃害　非衣ニ而為ニ害ト者ノ如ク就ノ如シ
ありとく為ニ病乃ち害ト云ヒ速懐ニ抱ク者ヲ
法ヲ得ル也ヲ合ス之ヲ
心乃友　依ル於非人ニ偏ニ在ル心友ニ要ス
ヲ云ヒ又ハ乃ち必ス心ヲ以テ為ス心ト
ス人ニ偏ニ在ル事ヲ云ヒ又ハ事ヲ云ヒ
偏ニ在ル処ト知ル人ヲ但ス事ヲ云ヒ又ハ
人偏ニ在ル人ヲ云ヒ
寒暑　非於ニ寒暑ノ事ニ但ス於ケル
ひまある所ニ於テ寒暑ヲ云ヒ
衣ヲ衣　なるなく

△
説文曰　依ハ也上ハ旦ニ衣下ハ曰ニ裳ニ象ル人ノ
○釋名曰ク服上ハ旦ニ衣ヲ衣ハ依ル也人所ニ依ル以テ
○左傳曰衣身之章也

○白虎通曰衣者隠也所ニ以隠ニ形ヲ也
釈名曰凡服上ハ旦ニ衣ヲ衣ハ依ル也人所ニ依ル以テ
所ニ以自障蔽ス也

衣川　衣ヲ代森

○勅撰名所和歌抄曰衣川　陸奥國　境ノ人ヲ
秋ハ（拾遺）ふる涙ノ河ノ衣川とそ見ゆらん

○同書曰　衣ノ森　上野國
秋ふれハ猶ヲ露ふかき衣の森

△衣の棚　名ノ如クノ物ヲ衣ノ字ヲ書ケル
苔庭　棟ノ木ヲ苔ノ庭ニ落ヲ
○續後拾遺集曰　國信
日かけさす軒ちかき程ハ苔庭のみとりの色ハ
○家集　家隆
ふれはもし苔の扉ヲとちそへて

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

苔の庵苔乃菴 梅翁ノ号 苔衣
苔衣　苔紙非梅翁乃色の事ニ
苔衣苔紙墨深の紙ニ墨衣ニ通ハせ
新部ニ見ユ
○丈本集曰
ふかみ草ゐの月にぬれて苔のいほ
○一字河伯曰
苔ころもきての月ぞもの
○新式曰可隔五句物述懐ニ述懐
分會ホゾ都ニ九陸句述懐ニ名不病敗
墨深衣ニ句天数ニ由ヲ年ヲモ句法ニ
染苔衣日乾トモ句不拍考人今案之
依謂独ノ分苔衣ニ句ニ用之也

○丈本集曰
ふかみ草ゐの月にぬれて苔のいほ

○一字河伯曰
苔ころもきての月ぞもの

○新式曰可隔五句物述懐ニ述懐
分會ホゾ都ニ九陸句述懐ニ名不病敗
墨深衣ニ句天数ニ由ヲ年ヲモ句法ニ
染苔衣日乾トモ句不拍考人今案之
依謂独ノ分苔衣ニ句ニ用之也

蔦の馬心の猿　苔ころも
意馬心猿　道生法師曰夫心為事馳無悪不作譬猶放逸之

蔦の馬心の猿　苔ころも
意馬心猿　道生法師曰夫心為事馳無悪不作譬猶放逸之

馬難可禁制ニ調伏之方必有道也正法念處経曰又彼比丘次復觀察
心之猿猴如見猿猴跳躁擾不止停種々樹枝華果林等山
谷巖窟廻曲之處行不障碍心之猿猴亦如是云云

馬難可禁制ニ調伏之方必有道也正法念處経曰又彼比丘次復觀察
心之猿猴如見猿猴跳躁擾不止停種々樹枝華果林等山
谷巖窟廻曲之處行不障碍心之猿猴亦如是云云

○梅翁ノ号ハ梅苑ノ枝三四寸計ナルヲ作リ或ハ金又ハ糸
ニテ苑ヲ作リ用ル也

○梅翁ノ号ハ梅苑ノ枝三四寸計ナルヲ作リ或ハ金又ハ糸
ニテ苑ヲ作リ用ル也

心
葉
名
冠ノ巾
子ニ付ル

○佐謂於神書甚深
之口授在之

○佐謂於神書甚深
之口授在之

おもかげ
姫之ことを別ニ字ニ書ケ共ニ句ニ
末ニ
和名同樹神文選薫蕕城賦云木魅山鬼今案木魅即樹神也内典云
樹神　和名古太萬
木の字ニ句ニ

おもかげ
姫之ことを別ニ字ニ書ケ共ニ句ニ
末ニ
和名同樹神文選薫蕕城賦云木魅山鬼今案木魅即樹神也内典云
樹神　和名古太萬
木の字ニ句ニ

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

皆末世の事なれはをさへし多まし〆なは春を媿へし魍魎と就よ
いひても日本霊乃字を日本但霊山ありとはおもふへし此三句
○古今集 第三 羇旅 曰　三河称
郭公なきて渡る山ひこはわかふる郷をこたへやはせぬ　をのゝたかむら
○古今集 巻第十八 雑哥下 曰
行まひとのをとつれもしとそ今は思ひなるへしことをたよる世なれ
○八雲御抄曰鷲山ハ霊山也
○日本紀略曰一条天皇寛弘元年三月十八日壬寅霊山堂(寺イ)洪養
○拾芥抄曰霊山釈迦在清水寺北法観寺ノ東
○名勝志曰見聞随身抄云元慶八年甲辰建二霊山寺一
△此殿　居所としてこゝにあらは此殿かきかし
○梁塵愚案抄曰催馬楽呂
此殿者
このとのハむへも冨けりさきくさのあはれさき草のはれ

二段
さき草の三つはよつはの中に殿つくりせりやとのつくりせりや
愚案云此歌はむへも冨けりさきくさの三枝四葉に殿つくりせり
此哥ハ古今集の序にも古哥の中にも見えたれとも事
むへハ宜之字也三枝ハ舊説に檜をいふといへり拾本にする檜之俗説也
多ふる説〻多ふる三枝とか申てさえくさとも云ありさて三葉
四葉と云つけくいへり一説さき草をさえ草といふ也三葉四葉
よ繁なる故之心ハ家を三むね四むねに造るといふへし
此殿西
此殿の西のくらかきこそひすらあれ春ひすらかれ
二段
春日すらぬちとゆけそつきれはそのくらかきのなかしのそくきき
愚案云くらかきハ倉の垣之春日すら行とつきぬハくらかきのとほき事をいへり

この度のおくのさ迄のかた生涯うれ
しかるへき
二條
うらうら海うら我をうらうらこさるおしろきやこ
西行うら海うら酒飲よとけるをうるを
坂のみちをおしてくるこ
鞍馬よ　小の字あり鞍馬と書事あり
そうと云字ありこるをしてはるとと云字ふ付そとくるかな
はうそうとはるとと又字かそ海のこ
越後　名立三百姫越の海とおしてこ
○纂疏曰越洲者彼地有坂名曰角鹿行人必踰此坂入越絶故名曰
越也後分爲北陸五國今三越及加賀能登是也
越後よ　こゆるとと云行百姫ふ布施をおこ
越後　独ねる旅すねるとと云葉を添ふ独ねるこ三百こ

去る今年　一百はあり雛ふいきよ彩ん去歳ふ彩ん昔年
新年改年るこ彩よるこくこ一年こ三百
今年小　今日今と云字ふ西施こ
說文曰皇大也从自自始也始皇者三皇大君也自讀若鼻今俗以始
生子爲鼻子
子　雛よなあるこ海面をこるとてそうり
とい述懐こそれもこ親ふおこを親子兄弟
も非述懐孤独ふ卽行のふおきこの文字別こ二字ふあもてそ
文の因そう利後のふもおの因そうこのふこ
そ乃ふるこふ付そこを施こ一今こ浪ふ
かふ浪ふよ小文字付くもこるかふ翁ふ
とくのるいこるこふの年ふの日ふてふみ智
なこそこそしめこそ
小雪粉　翁将ふ云和光翁小雪付そくもこるそしてそれ翁

汁を云ひ別の名をもいひ又秋を以て
おなじ
おなじ小窓の名
おくのほそ道 おくのほそ道 名所
名所を廻る
こそと海う 千句ハ二汁とハ云ふ
を三ツ
小松引 春之日のうら
子日するの小松のうらせなき代のあ
あちこち 東風と云春之
末の下雪 冬之夜ふかき
小角海る 姫之小角と汁ハ離之魚
江
江 連ハ二俳ハ三汁ハ四一ハ名ハあるべし
○依謂江楽ハ細江 横川 也江 日上 等の事や

えびそめ 蝦などの熟して赤き色
○胡曹植曰葡萄蔓深而葉花田衣服合註葡萄者紫花之
最淺色也
えんじ 臙脂と云ハ百韻ハ品一之俳ハ名ハあるべし
今一ツえんじとハをかゆる意なるぬ海の字ハえんじと云ふ
それ品ものぬきそん人の名ハ永海ぬと云ハ
もなるべし
えびす 一人倫之遠をそこれを始ハ名ハあるべし
蛮西戎ハ四の一ツハ四ツとも南蛮ハ國の名ふりて蛮の
字をえびすとよめる共人倫なるべし
えぞ 島人倫之連ふと一ツあるべし
うそ俳ハ一ツハ名ハあるべし
もゝそぬ東夷と可云を東ハ名ハあるべし
十二律名部第五

月令曰孟秋之月 略 其音商律ハ中ニ夷則其數九　是ハえひすの字

去聲へし

傳

寺　只数之非在家連ニ在家ともニあれハ俳ニハ　寺一在家ニ一寺かきる

在家附此句ニいひて寺号あるへし　此上三之

○侍謂寺在家ハ浦寺　在家宮寺ある　何内　等之類也

△毛詩子のちも只数ニハあつまり總て寺三の内之是ハ在家ニ二句去之寺

の場寺の類揚寺非在家并　類ニハ用捨あへしと有言抄ニ見えて

あり

○有言抄曰寺の海るといひても在家ニ可し須繰ても可あるニ

在家ニ可用捨

△是ハ寺きら類之さゆへニおくろう毛て寺の世話ととるをもて浄き

道理を示さんゆへり候在家の侶あるてハ寺のるあるてかも

非在家と仏法をあるむる僧家の本意なりかもく

与かゝりて古へ本寺を弁知して宗旨も人の信不あるを在家とす

ら次てね定する人ハ人界仏界相通別各のおもひをきゝめん

多あ人ハさる思ひ人ハ会与ゆくるもの又有言抄ニ寺の寺號

ニ鐘をもつへからすとあり

○有言抄曰寺乃寺號ニ鐘をもつへからす須加りの分別第一ニ通

用也

△是もさかりにいひをしゆきハ未練乃人ハ氣味もろくあやふきニ

て付有るをえ付ね様ニ連俳ともに見よく会をとそく如之鐘ハ

え未只数ならて此あるもの

○侍謂此文段不審鐘元来非在家ハ教樂器也孟子曰以追蠡

注曰追鐘紐也又云禹時鐘在者鐘紐如蟲齧而欲絶

鐘禹代ニ有之非ニ佛器明也後君能察焉

○考古圖曰

○墨池編字學門曰鐘鼎書夏后氏作鐘鼎形為篆

○論語曰樂云鐘鼓云乎哉注云和而發之以鐘鼓則爲樂

○事文類聚續集曰發鯨魚鏗華鍾薛綜注曰海中大魚名鯨海嶋又有大獸名蒲牢蒲牢畏鯨魚鯨魚擊蒲牢輒大鳴吼凡鍾欲令聲大故作蒲牢於上以所擊之者爲鯨魚有篆刻文故曰華鍾　張衡東京賦

又曰唐太常缺黃鐘——鑄不能成李嗣真疑土中有之道上逢車鐸聲甚厲嗣真曰此宮聲也市以歸掘於空地若有應者掘之得鐘乘樂遂和

○字彙曰鍾鐘通用也

○類書纂要曰鐘樂器也

○佐謂如右者鐘非又教明也

（在字ま又嫩塚ふも社酔年も男作り是ゑへる新式ふも教乃異ふ教ふハ

あるきほくおもひをまハ連歸ろきてきくく奥ゆ事ふの之格合に南社乃浄論を聞あんう魚めとあおを魚とひ宮たりたるさ〜たきくをめくうおをを代乃教ふへさ右実るうをおもふへハ大ふ魚ゑさ多法水ふ迎を水ふ法ふおをきくの下白の羊よとひとを法と云須うゆするふをてふけの字　おを基哥分く新式法字ふれの字を出法く行る乳杉合こハ魚乳をんとて山ふへうりして云ふハてとをのふうふ物の衣乃明をけるまて月をとをとく種乃杉おまて文字をふへうふと云魚ふて字よめきふたる文学の小文学を移字法日字組又てふをハうきさてまそをそ果そ杵ふてるうの一字ある河いてと南りふ魚をれる杉て

なくて文字を付するハ姫と云物よりそとそれをきゝそなぬ
ぬせう也 偖也宮て抔ゝくてるなの出ちくるゝ
○居云物曰朝合のてる御てとてるといふ語るり
△又ゝくとこゝろハ面の字一字あもてもてゝ
巨細ゝゝゝゝ宮亀御ますおりくるぬ
物姓家物た覲物幸物物出物物
あ須あさゝ付ゝゝ ふ宮て物物物ふ三句吉ゝ物物の物
乃字ハ百字大内大宮乃数ふハ面を画ゝ
○朝覲行幸 公事根源曰是ハ天子年の始ゝ
るゝ事ゝ宮城天皇大同四年八月ゝ
二年正月晋ふ仁明の御門母后ゝ物きゝ
ろ日付御門南階をゝゝりくく菊をたゝ
ゝ日風礼春日朝於日覲とゝしゝり芝物
一序又左公ゝ物せゝれけるゝの立門ゝゝ

物人の御ハ物きんの御ゝ元正御門幸元三年四月ゝ大極殿ゝ出
御ゝりくゝ東宮ゝゝゝのゝりゝ給ゝゝゝ又天長十年
三月ゝ深ふ御門紫宸殿ゝ出御ゝゝゝ東宮物覲の御ゝ物舞
て昇殿の後ゝ宮ゝ宮ゝ宮ゝを歌ゝたゝふてゝゝて給容御とか
く御人の如くなゝ國ゝゝ恒例ゝ真観ゝ九歳の時ゝ
文ゝの世ゝゝゝゝと記ゝ事ゝ物ゝる
みゝゝり是ゝゝゝ東宮物きんの例ゝ
○日本紀略曰大同四年八月甲戌朝賀弁帝 朝干太上皇右大臣藤原
朝臣内麿奉 獻宴飲終日賜物有差
○公事根源曰朝賀ゝ物御ゝゝゝ辰の時ゝ天皇大極殿ゝ行幸ゝり
て物ゝ御ゝ群臣ゝ礼服ゝ着(キ)てさゝる
内弁ゝゝゝ用門ゝゝゝゝゝ
ゝて門ゝ入天子ゝ言御座ゝ御ゝゝゝ
帳ゝ字ゝゝく近衛(コノヱ)付警蹕(ケイヒツ)称一圖書ゝ

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76
ガラス使用

群臣は叩頭拝舞して養賢養賢とて二人の老を慰めてみな祝ひ奉る
是より去年の月公嘉禄元の冬至の國ごとの
養老の令と甚だ異なり群臣拝舞して次を舞踏
して月卿雲客或は之神酒を元年正月一日拝賀の宮をたてはしめて
位をはかせ給ける時宇摩志麻治命天璽を奉じ由日本紀な
どいふ所をもとゝして
一日門前の事伯母同書よの
かゝる紀ある古代一条院正暦より
平氏の古い大極殿と有しかど今小朝拝斗を
○依謂天瑞之事日本紀などに次第事紀るべし
○舊天瑞寶乃豎三神楯以齋
○公事根源曰晴小朝拝事
奉るべきよし
約延の
私令と云ふ
ふり去年
をきりかへ
待心甚
ミなと小朝拝の
下の拝のごとくなり
やもてふ
拝五位
ふりて
をえ
ら
小朝拝と

私令と云ふ公事として延喜十年
ふり去年は叩頭公と作て酒毒物
をるとぞ小朝拝にて酒をふるまひ百官をひとかゝる
拝あるべきとて酒毒物
しをきりかへ待心甚
ミなと小朝拝の
下の拝のごとくなり
やもてふ
拝五位
ふりて
をえ
ら
小朝拝と

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76　ガラス使用

1882.1

あり俳ふも一座一句あるべし下句のみ通りも同じ

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76　　ガラス使用

862
10
76

18557

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『俳諧御傘大全 10巻』 請求記号 862-76

ガラス使用